

平成28年(ワ)第468号, 平成29年(ワ)第212号

原告 小坂正則外

被告 四国電力株式会社

平成30年10月29日

大分地方裁判所

民事第1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 徳田靖之

弁護士 岡村正淳

弁護士 河合弘之

外

準備書面(6)

第1 本準備書面の趣旨について

本準備書面では、本件争点のうち、火山事象に関する原告らの主張を総括的に主張する。

なお、破局的噴火の差し迫った危険性の有無に関する原告らの主張は、本準備書面の21頁以下に論述してある。また、平成30年9月28日になされた御庁平成28年(ヨ)第25号、第平成28年(ヨ)第26号仮処分決定については、本件仮処分決定と表示する。

第2 火山ガイドの不合理性について

1 立地評価部分の不合理性

(1) 噴火予測の困難性

ア 伊方原発に関する平成30年9月25日広島高裁異議審決定も認めるとおり、立地評価に関する火山ガイドの定めは、文献調査、地球物理学的調査及び地球化学的調査により、「原子力発電所の運用期間中という中・長期における検討対象火山の噴火の時期及び規模が相当程度の正確さで予測できることを前提にするもの」である（広島高裁異議審決定8～9頁）。

しかし、最新の火山学の知見によっても、噴火の時期及び規模についての予測は困難であり、VEI6以上の巨大噴火についてみても、発生が低頻度であり、モニタリング観測例がほとんどなく、中・長期的な噴火予測の手法は確立しておらず、何らかの前駆現象が発生することが期待されているが、どのような前駆現象がどのくらい前に発生するのか、当該現象が前駆的なものかそれとも定常状態からのゆらぎに過ぎないのかを相当程度の正確さで判断するに足りる理論や技術的手法はいまだ確立していない（広島高裁異議審決定9頁）。

そうである以上、立地評価に関する火山ガイドの定めは、検討対象火山の噴火の時期及び規模が相当程度の正確さで予測できることを前提としている点で、不合理である。

イ この点について、被告ら事業者は、原規庁が平成30年3月7日に公表した「原子力発電所の火山影響評価ガイドにおける『設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価』に関する基本的な考え方について」（以下「巨大噴火の基本的考え方」という。）を踏まえて、噴出物量が数十km³程度を超えるような巨大噴火については社会通念上無視し得るということが火山ガイドの内容となっているかのような主張を行っていた。

しかし、火山ガイドは、巨大噴火とそれ以外とを区別しておらず、巨大噴火とそれ以外とを区別しているというのは文理解釈の限界を超え、少なくとも法解釈としては採用し得ない。

ウ 広島高裁異議審決定も、「火山ガイドや考え方¹は、巨大噴火とその余の規模の噴火を特段区別せず、むしろ、立地評価においては、設計対応不可能な火山事象の評価に際して、噴火規模が推定できない場合には検討対象火山の過去最大の噴火規模によることとし、到達可能性の評価に際しても影響範囲が判断できない場合には、設計対応不可能な火山事象の国内既往最大到達距離を影響範囲とするなど、巨大噴火をも想定した内容となっている」ことなどを根拠として、「火山ガイドが、巨大噴火について基本的考え方のような考え方をとっているものと認めることはできない」と明確に認定している（広島高裁異議審決定12頁）。妥当な判断であり、巨大噴火の基本的考え方が採用する「巨大噴火についてはそのリスクを社会通念上無視できる」という考え方は、火山ガイドの内容とは異なるものであり、考慮されるべきではない。

エ 巨大噴火の基本的考え方に対して、多くの専門家も批判している。例えば、東京大学地震研究所の中田節也教授（火山学）は、「国が率先して法規制や防止対策を考えるべきなのに、全く反対のことを言っている」と批判し、原子力コンサルタントの佐藤暁氏は、「原子力の安全観念では、国際的にはすそ切りの基準は1000万年に1回で、これはIAEA（国際原子力機関）の基準などにも書かれていることです」と述べたうえで、「予測が難しいものについては履歴を使い、例えば、1万年前に起きたことは、1万年以内に1回は起こるとみなすのです。すそ切りしたいのなら、社会通念ではなく原子力の安全観念に従って、1000万年に1回も起こりませんと示さないといけません」と社会通念論を批判する。

また、前火山噴火予知連絡会会長の藤井敏嗣・東京大学名誉教授は、「法規制や防災対策が原子力規制以外で行われていないから、社会通念上容認されるということ自体がおかしい。巨大噴火に対する防災対策がないのは、

¹前掲の原規委が策定した「考え方」を指す。

分かっていないからです。対策はやらなくてははいませんが、データが無いので、現在は調査から始めなくてははいけないのです。このことは、内閣府などが設置した検討会で私が座長としてまとめた『大規模火山対策への提言』(2013年)でも指摘しています。」と、「巨大噴火の基本的考え方」の論理を真っ向から否定している。別の記事では、「これは広島高裁の判決文を逆に使っただけ。何も説得してないから意味がない」とまで言い切っている

神戸大学海洋底探査センターの巽好幸教授は、「巨大噴火の基本的考え方」に対して詳細な批判を行っている。巨大噴火が低頻度であるという主張に対しては、「確かに巨大噴火は代表的な『低頻度巨大災害』である。先にも述べたように日本列島で今後100年間に巨大噴火が起きる確率は約1%に過ぎない。しかしこの値は、例えば兵庫県南部地震や熊本地震の生起前日における地震発生確率と大差ない。つまり、低頻度は安心を意味するものではない。さらに日本列島の巨大噴火は、想定被害者数に発生確率を乗じた『危険値』では最悪の自然災害の1つである」と、「巨大噴火の基本的考え方」のまやかしを喝破している。

(2) 「運用期間」の不明確性

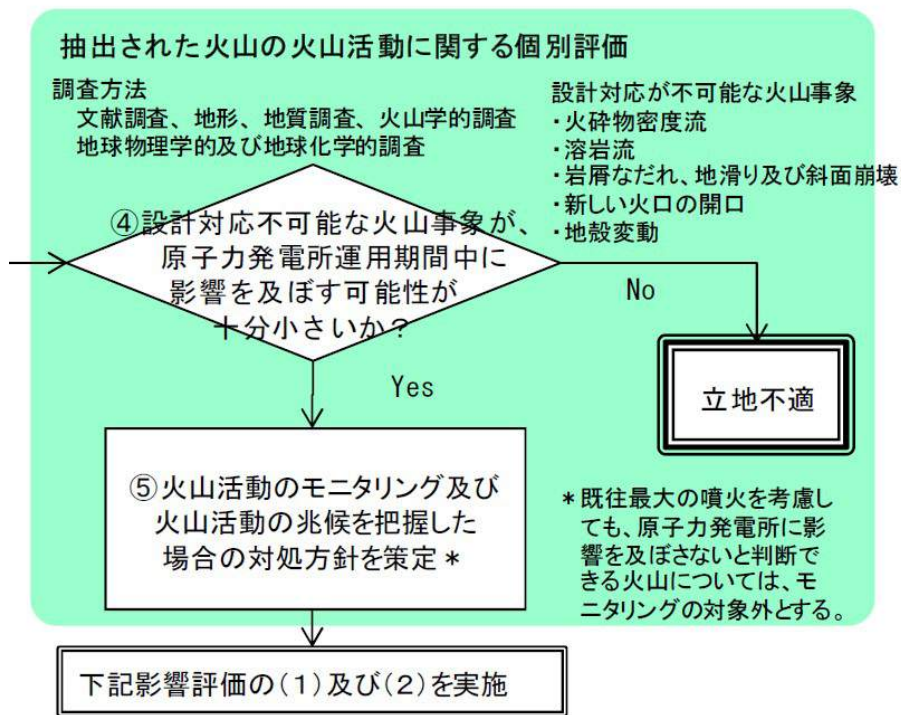
ア また、立地評価における火山ガイドは、設計対応不可能な火山事象が原子力発電所の運用期間中に影響を及ぼす可能性（原子力発電所の運用期間中における検討対象火山の活動の可能性と設計対応不可能な火山事象の到達可能性）が「十分小さい」ことを確認することを求めているところ（火山ガイド4.1(2)及び(3)。図表1のフロー図でいう④の評価）、この前提として、原発の運用期間がどの程度であるのかが把握できなければならないはずである（そうでなければ影響の可能性の大小を論ずることができない）。

イ 火山ガイド上、「原子力発電所の運用期間」とは、原子力発電所に核燃料物質が存在する期間とされており（1.4(4)）、それは運転期間である40

年（ないし延長を前提としても60年）とは異なる。原決定は、原発の運用期間を「原則として40年、原子炉等規制法43条の3の32」としているが（原決定279頁）、あまりにも初歩的かつ明白な誤りである。

ウ では、原子力発電所に核燃料物質はどのくらいの期間存在するのであるうか。この点について、本件原発の設置変更許可申請書にも、具体的に何年であるのか記載はなく、適切な審査がなされていないといえるが、一般に、使用済核燃料の最終処分先は決まっておらず、本件敷地において半永久的に核燃料を保管しなければならない可能性もある。運用期間が何年になるか不明である以上、そもそも、「運用期間中に影響を及ぼす可能性が十分小さい」という判定そのものが不可能である。

このような不明確な規定を前提に設計対応不可能な事象、福島第一原発事故を超えるような極めて大きなリスクを評価しようとしていること自体、火山ガイドの不合理性を示すものである。



図表1 火山ガイド 23 頁の基本フロー抜粋

2 影響評価部分の不合理性

(1) 敷地及びその周辺に限定することの不合理性

ア 次いで、影響評価部分の不合理性について述べる。

火山ガイドは、降下火砕物の影響評価に関し、「火山抽出の結果にかかわらず、原子力発電所の敷地及びその周辺調査から求められる単位面積当たりの質量と同等の火砕物が降下するものとする」とし（火山ガイド6項）、敷地及びその周辺調査によって存在が確認される降下火砕物だけを評価の対象としている。

イ しかしながら、降下火砕物の堆積については、単に噴火の規模だけでなく、風向及び風力の影響を強く受けるものであり、過去の噴火においてたまたま敷地及びその周辺に降下火砕物が堆積しなかったからといって、今後も、同程度の噴火によって、敷地に降下火砕物が堆積しないということにはならない。風は不確実な自然現象の代名詞であり、その不確実性を十分に考慮した評価がなされなければならない。

火山ガイドにいう「敷地及びその周辺調査」が、上記のような風向や風力の不確実性を十分保守的に考慮した広域を意味するのであれば別論、そうではなく、これを十分に踏まえ、形式的に「敷地に近い場所」だけを考慮することを意味するものだとすれば、ガイド自体が不合理というほかない（ちなみに、広辞苑第六版では、「周辺」とは、「あるものを取りまく、周りの部分」とされており、中心からの距離は考慮されていない）。

原決定は、このような点を看過し、安易に「影響評価に関する火山ガイドの定め」は「基本的に合理性を有する」としている点で事実誤認ないし理由齟齬の違法がある。

ウ なお、火山ガイドには、「原子力発電所内及びその周辺敷地において降下火砕物の堆積が観測されない場合」における降灰量の設定方法が記載されているが（解説 - 16）、これは、敷地及びその周辺で全く降下火砕物が観測されない場合の規定であって、少しでも観測される場合には、仮にやや

離れた場所に大量の降下火砕物が観測される場合でも、この規定は適用されない。この規定を考慮しても、なお不合理性は払しょくできない。

(2) 大気中濃度算定手法に関する非保守性

ア さらに、影響評価については、大気中濃度の算定手法について非保守性が存在する。

大気中濃度については、本件の中でも詳しく主張してきたとおり、従前、2010年のアイスランド共和国で発生したエイヤヒャトラ氷河噴火の際の実観測記録である約 $3\text{ mg}/\text{m}^3$ という濃度が、日本全国の原発で一律に用いられていた。ところが、原発差止訴訟・仮処分の中で住民側から指摘される形でその不合理性が明らかとなり、最終的に、平成29年11月29日に火山ガイドが改定されるに至った。

イ 改定後の火山ガイドにおいては、添付1として「気中降下火砕物濃度の推定手法について」と題する文書が添付されている。

これによれば、気中降下火砕物の推定手法としては、a「3.1降灰継続時間を仮定して降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法」及びb「3.2数値シミュレーションにより気中降下火砕物濃度を推定する手法」の2つが挙げられている。これは、降下火砕物に関する検討チームで検討された、推定手法②及び③にそれぞれ対応しているものと考えられる（図表1参照）。

気中降下火砕物濃度の推定手法

原子力発電所の火山影響評価ガイドでは、「降下火砕物の影響評価では、降下火砕物の堆積物量、堆積速度、堆積期間及び火山灰等の特性などの設定、並びに降雨等の同時期に想定される気象条件が火山灰等特性に及ぼす影響を考慮し、それらの原子炉施設又はその附属設備への影響を評価し、必要な場合には対策がとられ、求められている安全機能が担保されることを評価する。」とされている。これに関連する注釈として、解説-17は「堆積速度、堆積期間については、類似火山の事象やシミュレーション等に基づいて、原子力発電所への間接的な影響も含めて評価する。」と補足している。



気中降下火砕物濃度の推定手法としては、以下の3手法が考えられる。

- ①観測値の外挿により推定する手法
- ②降灰継続時間を仮定して堆積量から推定する手法
- ③数値シミュレーションにより推定する手法

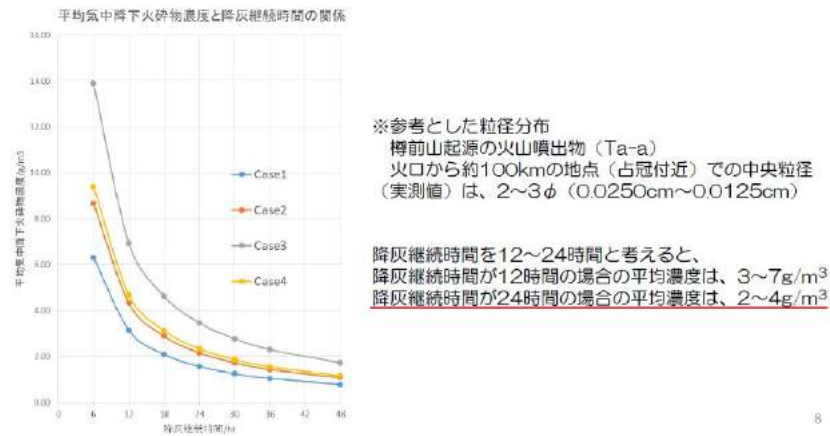
図表 2 平成 29 年 5 月 15 日付気中降下火砕物濃度の推定の考え方（案）（追記版） 5 頁

ところが、火山ガイドは、「3. 1 又は 3. 2 のいずれかの手法により気中降下火砕物濃度を推定す」れば足りるとしていて、いずれか大きい値を設定するという立て付けになっていない。これは、火山現象の不確実性に対して非保守的であり、不合理である。

ウ 降下火砕物に関する検討チームでの検討によれば、a の手法(②の手法)に基づいて大気中濃度を算出した場合、1.5 cm のときの 24 時間平均濃度は 2 ~ 4 g / m³とされている（粒径分布の違いによる。図表 3 参照）。

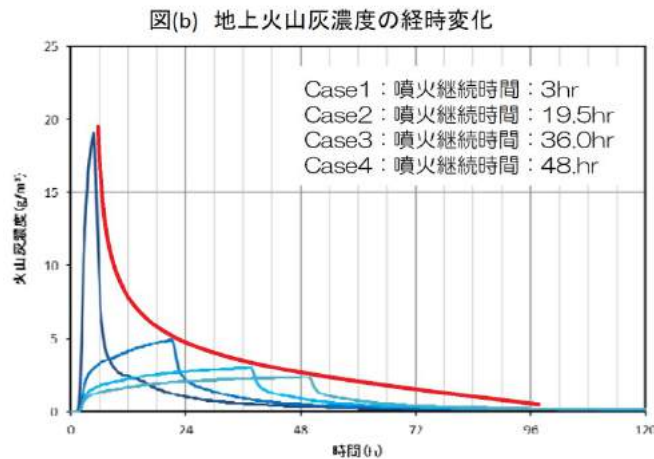
<計算例>

- 堆積量：15cm
- 粒径分布（以下の4つのCase）
Case1：0.070cm（100%）、Case2：0.050cm（100%）、Case3：0.025cm（100%）
Case4：0.070cm（25%）、0.050cm（50%）、0.025cm（25%）
- 終端速度：1.1m/s（0.070cm）、0.8m/s（0.050cm）、0.5m/s（0.025cm）



図表3 前掲空中降下火砕物濃度の推定の考え方（案）（追記版）8頁抜粋

これに対し、bの手法（③の手法）に基づいて大気中濃度を算出した場合、15cmのときの24時間平均濃度は4～5 g/m³とされている（図表4）。



図表4 前掲空中降下火砕物濃度の推定の考え方（案）（追記版）15頁抜粋・加筆

このように、aの手法に基づく場合と、bの手法に基づく場合とでは、bの手法に基づく場合の方が数値が大きくなる可能性がある。本件において、相手方は気中火山灰濃度の推定方法の詳細を明らかにしていないが、

a の手法に基づいて 3.1 g/m^3 を計算していることがうかがわれるから（これまで再計算が行われた原発では、いずれも a の手法が採用されている）、b の手法に基づいて計算した場合にはさらに大きな値となる可能性がある。

エ 火山ガイドは、このようにいずれか一方を考慮すれば足りる理由として、「いずれの推定値も実際の降灰現象と比較して保守的な値となっている」ことを挙げている。a の手法についていえば「降下火砕物の粒径の大小に関わらず同時に降灰が起こると仮定していること、粒子の凝集を考慮しないこと等」が保守的であることの根拠とされ、b の手法についていえば「原子力発電所への影響が大きい観測値に基づく気象条件を設定していること等」が保守的であることの根拠とされている。

しかしながら、降下火砕物の検討チームにおいて、「一番大事な結論」は、「いずれの条件においても、気中濃度は 1～2 日程度数 g/m^3 が継続する」ということとされ（第 2 回会合議事録 27 頁での石渡委員の発言）、原規庁職員である安池氏も「この規模のこのクラスの噴火、例えば 10 cm 降る噴火であれば、必ずこの程度の濃度にはなりそうだとことが言えればいいんですけど、なかなかそこは言えない」と濃度推定に不確実性が伴うことを認め、「常識的な範囲内でのやっぱり想定をするべきではないかというふうに今考えるのが、この資料で言いたいことです」と、数 g/m^3 という数値が保守的なものではなく「常識的な範囲」であることを認めている（第 2 回会合議事録 25 頁）。したがって、a の手法にせよ、b の手法にせよ、確実な想定とも保守的な想定ともいえないというのが実情であり、少なくとも、いずれか大きい値を用いるというのが最低条件のはずなのである。そうであるにもかかわらず、火山ガイドはそうっておらず、不合理であることは明らかである。

オ また、火山ガイドは、a の手法及び b の手法は保守的なものであるとい

うが、それらがどの程度の保守性を有しているのか、定量的に明らかにされていない。特に、bの手法については、発電所への影響が大きい観測値に基づく気象条件を設定しているというが、具体的にどのような条件を設定しているかは、あくまでも観測値である以上、設定数値と同じ気象条件下で噴火が起こる可能性も存在するのであるから、それをもって保守的な条件ということとはできない。

これらの手法が真に保守的なものであるのか、保守的だとしてどの程度の保守性が存在するのかについて事業者から主張立証がない以上、これらを保守的なものとみていずれか一方の手法だけで評価すれば足りるとしている火山ガイドの定めは、不合理である。

第3 「基準適合判断の合理性」に関する本件仮処分決定の判断の誤り

1 立地評価部分に関する同決定の判断の誤り

(1) 判断枠組みに論理的一貫性がない事

ア ここからは、同決定のうち、基準適合判断の合理性（立地評価部分）に関する判断の誤りを指摘してその不当性を明らかにする。具体的には、同決定279頁から289頁にかけての判示部分に関してその誤りを指摘する。

イ まず、大前提として、同決定は、冒頭で定立した司法審査枠組みとは全く異なる方法で火山に関する基準適合判断の合理性を判断しており、法的推論の基本である法的三段論法ができてない。

同決定は、司法審査の在り方に関する判示部分において、事業者側が行うべき「原発の安全性に欠けるところがなく、債権者らの生命、身体及び健康という重大な法益が侵害される具体的危険が存在しないこと」の疎明に関して、原規委により策定された「審査基準が原子炉等規制法の上記趣旨等を踏まえた合理的なものであり、本件原発が同基準に適合するもので

あること」を疎明すれば足りる、とする（同決定70頁）。

この「本件原発が同基準に適合するものであること」とは、素直に読めば、事業者が、本件原発が同基準に適合することを疎明し、その当否について裁判所が判断をする、という実体判断代置型に読めるが、同決定は、そのすぐ後で、これを「新規制基準の内容に不合理な点がないこと及び本件原発が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないこと、ないしその調査、審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないこと」と読み替えている。

このように、同決定は、いったんは、事業者による基準適合判断の合理性を裁判所が審査するとしながら、その直後に、原規委による基準体剛判断の合理性を審査するとしており、論旨に一貫性がない。

もっとも、同決定は基本的に後者、すなわち原規委による基準適合判断の合理性を判断するという枠組み（判断過程統制型）を採用していると考えられることから、以下ではこれを前提とする。

ウ 同決定は、事業者が行うべき疎明の内容について、「原規委による基準適合判断の合理性」としており、司法は、行政庁の判断に過誤・欠落がないかを判断することになる（判断過程統制型）。

しかしながら、火山事象に関する基準適合判断の合理性審査においては、原規委が設置変更許可処分（平成27年7月15日）において指摘されていたのは、図表5記載のとおり、Nagaoka(1988)やSudo and Kong(2001)、高倉ほか(2000)、三好ほか(2005)などであって、三好(2016)や大倉(2017)、Abe et al.(2017)などは審査において全く問題されていなかった。そうであるにもかかわらず、原決定は、審査で全く問題にされていないこれら多数の知見を前提として、自ら実体判断を行っているのであり（実体判断代置型）、そもそも原規委の判断やその過程の合理性を判断しようとするしていない。

これは、内容以前に、法的三段論法を踏まえていない点、判断過程統制型で判断するといいながら事業者を救うために実体判断代置を行っている点で、明白な誤りである。

(3) また、現在の阿蘇山の活動は、Nagaoka(1988)を参考にすると後カルデラ火山噴火ステージと判断されること、Sudo and Kong(2001)によると地下 6km に小規模なマグマ溜まりは認められるものの、大規模なマグマ溜まりは認められないこと、高倉ほか(2000)によると阿蘇カルデラの地下 10km 以浅にマグマと予想される低比抵抗域は認められないこと、三好ほか(2005)によると大規模な流紋岩質～デイサイト質マグマ溜まりは想定されていないこと、また、国土地理院による電子基準点の解析結果によると基線変化は認められないことから、現在のマグマ溜まりは巨大噴火直前の状態ではなく、今後も、現在のステージが継続するものと判断されることから、運用期間中の噴火規模については、後カルデラ火山噴火ステージである阿蘇山での既往最大噴火規模を考慮する。また、阿蘇山起源の火砕流堆積物の分布は阿蘇カルデラ内に限られることから、本発電所に影響を及ぼす可能性はないと評価した。

図表5 審査書65頁を抜粋のうえ加筆したもの

- (2) 基準適合判断の基準として社会通念論を持ち出すのは誤りであること
- ア このように、本件仮処分決定は、そもそも判断枠組みとして全く不合理で到底看過することのできない過誤を含んでいるが、内容的にも全く不当なものである。

同決定は、まず、火山学における現在の科学技術水準として、「最新の科学的技術的知見をもってしても、本件原発の運用期間中に検討対象火山が噴火する時期及び規模の的確な予測は困難であり、したがって、文献調査、地形・地質調査、火山学的調査、地球物理学的調査、地球化学的調査等の調査結果を総合しても、検討対象火山の活動可能性が十分に小さいと判断することはできず、また、噴火の時期及び規模の予測もできないから、過去最大の噴火規模を想定して、設計対応不可能な火山事象の本件原発への

到達可能性が十分に小さいか否かを判断すべきかのようにも考えられる」と述べる（同決定281頁）。

この認定自体は現在の火山学の科学技術水準に照らして正当な判断である。

この点は、これまで、火山が争点とされた原発の差止仮処分事件において、川内原発に関する平成28年4月6日・福岡高裁宮崎支部決定、伊方原発に関する平成29年12月13日・広島高裁即時抗告審決定、同じく伊方原発に関する平成30年9月25日・広島高裁異議審決定の3つの高裁決定を含む多数の裁判例で認定されており、もはや争いようのない事実というべきである。

同決定は、この後に続けて、同事件の債務者らが主張したいくつかの見解を引用しているが（同決定281～282頁）、これらの見解を踏まえても、「現在の火山学の知見からすれば、本件原発の運用期間中に巨大噴火が発生する可能性が全くないとは言い切れないのもまた事実」としている（同決定283頁）。

イ ところが、同決定は、ここからおかしな論理を展開し始める。

火山の予測に関する種々の見解に対して、「結局は、調査の結果から噴火の規模等を推定するに当たって、どの程度の調査内容、精度をもって満足するのかという問題に帰着せざるを得ず、この点は、我が国の社会がどの程度まで巨大噴火の原子力発電所に対するリスクを容認するかという社会通念を基準として判断するほかない。」などと、噴火規模等の推定の問題を「どの程度の調査内容、精度をもって満足するのかという問題」として社会通念の問題と捉えているのである（同決定283頁）。

しかし、この部分は、表題として「イ 立地評価についての原子力規制委員会の適合性判断の合理性」とあるとおり（同決定279頁）、あくまでも基準適合判断に関する判示部分であり、原規委が行った基準適合判断が、

社会通念によって、事後的に妥当になったり不合理になったりするものではない。

平成4年の伊方最高裁判決は、基準の合理性及び基準適合判断の合理性については現在の科学技術水準を基準とすることを明示しており、社会通念が基準適合判断の判断基準になるという原決定は、伊方最高裁判決の趣旨に反するものである。

ウ そして、現在の科学技術水準は、まさに原決定が判示するとおり、「本件原発の運用期間中に検討対象火山が噴火する時期及び規模の的確な予測は困難」というものである。

そうであれば、本件原発の運用期間中に検討対象火山が噴火する時期及び規模の的確な予測ができることを前提として、「現在のマグマ溜まりは巨大噴火直前の状態ではなく、今後も、現在のステージが継続するものと判断されることから、運用期間中の噴火規模については、後カルデラ期火山噴火ステージである阿蘇山での既往最大噴火規模を考慮する」とした事業者の評価を「妥当」と判断した行政庁の基準適合判断は、明らかに合理性に欠けている。

したがって、事業者側の「基準適合判断の合理性」の疎明は尽くされなかったとして、人格権侵害の具体的危険が事実上推認される、というのが適切な判断であるのに、同決定は、この評価を誤っている。

エ なお、同決定は、そのように考えることが、「巨大噴火の基本的考え方」に沿うものであると判示しているが、巨大噴火の基本的考え方が火山ガイドの規定にそぐわないものであることは、前述したとおり、広島高裁異議審決定も認めるところであって、「巨大噴火の基本的考え方」に沿っていたからといって、原規委の基準適合判断が不合理であるという結論が左右されるものではない。

(3) 社会通念と確立された国際的な基準との関係

ア また、確立された国際的な基準を下回るような社会通念を前提に原発の稼働を認めることは、明らかに違法である。

原子力基本法の2条1項は、「原子力利用は、…安全の確保を旨として…これを行う」とし、同条2項は、ここにいう「安全の確保」について、「確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行う」としてある。そうすると、原発の安全性を判断するに当たっては、少なくとも確立された国際的な基準を踏まえていなければ、原基法2条2項に違反することとなる。

イ 同決定は、本件原発の安全性に関し、「我が国の社会がどの程度の危険であれば受け入れられるかという観点、すなわち社会通念を基準として判断すべき」とか、「安全性に係る社会通念を明らかにするに当たっては、民主的政治過程の下において選択された立法政策をまずは拠りどころとするほかない」などと判示するが（同決定66頁）、我が国において、仮に国際基準に満たなくともこれを稼働すべきという社会通念（このような社会通念が存在すること自体、想定し難いところであるが）が存在するとしても、これに基づいて原発を稼働することは、原基法2条2項に反する。

同決定は、社会通念について確立された国際的な基準を踏まえることを要求していない点で不十分である。

ウ そして、実際に、少なくとも火山立地評価については、VEI6以上の噴火について無視し得るなどという社会通念によって本件原発の稼働を認めることは、確立された国際的な基準に反する。

すなわち、火山に関する確立された国際的な基準の一つといえるIAEAのSSG-21には、VEI6以上の噴火については無視できるなどという基準、「巨大噴火の基本的考え方」に示されたような基準は、一切存在

しない（少なくとも、被告は、これが国際基準に合致するという疎明を尽くしていない）。

そうであるならば、VEI6以上の噴火について無視し得るという同決定は、確立された国際的な基準を踏まえず、これを下回る社会通念によって原発の稼働を認めるものであって、違法な決定というべきである。

(4) 本件仮処分決定によって明らかになった社会通念概念の不明確性・恣意性

ア 原発の安全性判断において、少なくとも、その内容を具体的に示さずのまま「社会通念」を理由に安易にその安全性を判断することは、高度な安全が求められる原発の安全性判断としては、許されない。

イ まず、同決定は、総論部分で、「福島第一原子力発電所事故に伴って現実に生じた被害の甚大さや深刻さなどを踏まえるならば、発電用原子炉施設は、他の設備、機器等に比べて格別に高度なものでなければならない」と判示している（同決定66頁）。

しかし、火山事象に関するVEI6以上の噴火を無視してよいかどうかという判断においては、「(巨大噴火を) 想定した法規制や防災対策が原子力規制以外の分野においては行われていない」ことを根拠とした「巨大噴火の基本的考え方」を引用して、VEI6以上の噴火は基本的に無視してよいと判示したのである。

一方で、他の機器等よりも格別に高度な安全性が求められるとしながら、他方で他の規制と比較して巨大噴火を無視するというのは背理であり、社会通念概念の持つ不明確性・恣意性がよく表れている。

ウ 次に、同決定は、社会通念の内容として、「VEI6以上の巨大噴火については、原子力発電所の運用期間中にそれが生じることが差し迫ったものとはいえないということが、債務者によって相当の根拠、資料をもって示されれば、立地不適とせずとも原子力発電所の有する危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理され、客観的に見て安全性に欠けるところがな

いと評価することができる」と判示している（同決定283頁）。

しかし、同じ問題について、福岡高裁宮崎支部決定及び広島高裁異議審決定は、社会通念上無視できる噴火規模を「VEI7以上の破局的噴火」とし、原規庁が公表した「巨大噴火の基本的考え方」は、「数十km³程度を超える規模の噴火＝巨大噴火」としている²（下図表6）。

「社会通念」の判断主体	社会通念上無視できる噴火の規模
福岡高裁宮崎支部、広島高裁異議審	VEI7以上（2万年に1回程度）
巨大噴火の基本的考え方（原規庁）	数十km ³ 程度を超える規模
大分地裁仮処分決定	VEI6以上（数千年に1回程度）

図表6 社会通念概念の内容の比較

原告らは、これまで、社会通念論の最も重大な問題点の一つとして、その曖昧不明確性、恣意的な判断を許容する点として批判してきたが、図表6のとおり、4つの判断主体を比べただけでも、3つの意味で使われていることが分かる。

エ 原規庁が宮崎支部等で議論されていたVEI7ではなく、「数十km³程度を超える規模」としたのは、川内原発や伊方原発だけでなく、他の原発等においても火砕流の影響を無効化するためと考えられる。例えば、六ヶ所再処理施設における火山影響評価では、十和田カルデラのように、20km³程度の噴火による火砕流が敷地まで到達した可能性が指摘されているところ、これも社会通念上無視できるという結論を導くために、特段の合理的根拠もないまま、「数十km³程度を超える規模」という基準を持ち出したのである。

²なお、同決定は、「VEI6以上の巨大噴火」という表現を用いているが、ここでいう「巨大噴火」と、「巨大噴火の基本的考え方」で定義されている「巨大噴火」とは明らかに意味が違う。前者はVEI6以上、すなわち噴出物量10km³以上の噴火であり、後者は、「数十km³程度を超える規模の噴火」とされている。同決定は、こういった厳密な違いについてあまりにも無頓着である。

オ 本件仮処分決定もまた、稼働という結論ありきで、「V E I 6 以上は無視できる」という基準を持ち出している。宮崎支部決定に対しては、立地評価においてV E I 7 以上は無視できるとしても、影響評価において、V E I 6 のうち規模の大きな噴火を無視できる根拠はないことを批判されており、同仮処分事件でも、債権者らは、万が一巨大噴火の基本的考え方を前提とするとしても、それより小さいV E I 6 の噴火を無視してV E I 5 の九重第一軽石規模の噴火しか想定しないで影響評価を行うことの不合理性を主張していた。同決定は、この不合理性が論理的には否定し難いことを悟り、社会通念という没論理の基準を持ち出さざるを得なかったのである。その結果、社会通念概念が判断者によって容易に変容し得る曖昧不明確かつ恣意的判断を許すものであることを図らずも明らかにしたといえる。

カ このように、社会通念概念がいかに曖昧不明確性であるかは明らかであり、結局のところ、判断者の主観によって何とでもなってしまう恣意的な概念であることもまた明らかであろう。

しかしながら、このような曖昧不明確かつ恣意的な概念によって、万が一にも深刻な災害が起こってはならない原発の安全性を判断することは許されない。この点からも、社会通念概念は、原発に絶対的安全を要求できないことを説明する一つの論拠にはなり得ても、原発の安全性を判断する具体的・客観的基準にはなりえないのである。そうであるにもかかわらず、これを基準として原発の安全性を判断した同決定は誤っている。

(5) 社会通念の内容に関する不合理な判断

ア これまで述べてきたとおり、基準の合理性や基準適合判断の合理性において社会通念を違法性判断基準として持ち出すこと自体、明らかに誤りであるが、同決定は、社会通念の内容としても誤りを犯している。

イ 前述のとおり、同決定は、「安全性に係る社会通念を明らかにするに当たっては、民主的政治過程の下において選択された立法政策をまずは抛りど

ころとするほかない」などと判示する（66頁）。

人格権侵害の問題はあくまでも権利侵害の問題であり、立法政策によって権利侵害が許容されるべきではなく、この判示は明らかに誤っている。

ウ そのうえで、原発の安全性に関する立法は、炉規法の「災害の防止上支障がない」という抽象的な規定にとどまるほか、前述のとおり、原基法2条2項は、「確立された国際的な基準を踏まえ」ることを規定しており、立法を尊重するのであれば、少なくとも確立された国際的な基準との整合性を厳格に判断する必要がある。

しかし、同決定は、総論部分でそのように述べながら、火山立地評価に関する社会通念論では、確立された国際的な基準に全く触れず、何らの具体的根拠も示さずに「(VEI 6以上の噴火は) リスクに対する社会の受け止め方がVEI 5以下の噴火の場合とは異なる」などと断じている（283頁）。

これは、自らが定立した総論にも整合せず、また、何らの具体的根拠も示さずに主観的・独善的な社会通念を押し付けているという点で、司法審査と呼ぶに値しないお粗末な内容である。

エ 次に、同決定は、調査の結果から噴火の規模等を推定する場面で、「どの程度の調査内容、精度をもって満足するのかという問題に帰着せざるを得ず、この点は、我が国の社会がどの程度まで巨大噴火の原子力発電所に対するリスクを容認するかという社会通念を基準として判断するほかない」と述べている（283頁）。

まず、この点は、科学的知見の問題を調査の精度の問題へとすり替えている点で不合理である。例えば、マグマ溜まりの問題をとっても、マグマ溜まりを精度良く調査する方法がないという以前に、そもそもマグマ溜まりがどのような形状をしているのか、どのような条件がそろった場合に破局的噴火に至るのかといった知見自体が確立していないということが問題

なのであり、そのような知見が確立していない以上、地下構造をいくら精度よく調査できたとしても破局的噴火を予測することにはつながらない。同決定は、このように、知見に基づく科学技術水準の問題を調査の精度の問題に矮小化している。

オ さらに、同決定は、従来の安全性に関する議論をかなり後退させている。すなわち、従来は、行政庁の依拠した知見が支配的・通説的な見解であることを前提として、原発の危険性を指摘する有力な見解をどの程度考慮するか（あるいは考慮しなくてよいか）というレベルで争われていた。

ところが、火山に関しては、そもそも行政庁の依拠した知見が支配的・通説的なものではなかったということが明らかになっているのであり、従来の考え方からすれば、当然に違法とされるべき場合なのである。

それを、同決定は、支配的見解でなくとも、自説を支えそうな見解を示せばそれで足りる、それを許容するのが社会通念だ、と安全性を切り下げる方向に社会通念を用いたのである。

福島第一原発事故を経た我が国において、なぜこのような議論がまかり通るのか、理解に苦しむ。

カ 同決定は、要するに、理屈の上では同事件債権者らの主張を排斥することが難しいことから、結論ありきで、独善的に「VEI 6以上の噴火は基本的に無視できる」という社会通念が存在するものと認定して差止却下の結論を導くという、結論ありきの判断を行ったといわざるを得ない。

(6) VEI 6以上の噴火が生じることが差し迫ったものではないとの点について

ア 本件仮処分決定は、阿蘇カルデラにおいて、VEI 6以上の噴火が生じることが差し迫ったものではないと認定できることから、そのような規模の噴火については社会通念上無視し得るものと考えている。

しかし、そもそも、「差し迫った」とは、明日にも噴火が起こり得る状態

を指すものなのか、それとももう少し長い期間を考えているのか、いかなる状態を指すのかが全く明らかではなく、現在「差し迫ったものではない」という理由で、なにゆえ長期間に及ぶ運用期間中の噴火のリスクを無視できるのかについても全く論理的説明がない（単に「社会通念」というだけである）。

噴火が「差し迫ったもの」か否かなどという基準は、火山ガイドにも国際的な基準であるところの I A E A の S S G - 2 1 にも全く規定がなく、これを基準として火山事象に対する安全性を判断するのは不合理である。

ウ これを前提として、原決定が「差し迫ったものではない」ことの根拠として挙げている、①阿蘇カルデラにおけるマグマ溜まりの状況、②阿蘇カルデラにおける活動可能性及び③阿蘇カルデラにおける地殻変動の有無について、以下、広島高裁異議審決定を踏まえながら、そのような根拠によって運用期間中の大規模噴火の発生可能性が十分小さいと評価することはできないことを述べる。

エ まず、①阿蘇カルデラにおけるマグマ溜まりの状況について、同決定は、三好(2016) (乙 3 8 0) 等の知見を踏まえ、阿蘇の地下に大規模噴火を発生させるような大規模なマグマ溜まりがあるとはいえないことを認定している (2 8 5 ~ 2 8 6 頁)。

しかし、近時の通説的見解では、地下のマグマ溜まりの大部分はマッシュ状 (半固結状態) で高温マグマの新たな供給などで再活性化が起こった場合は噴火が可能であるが、マッシュ状のマグマ溜まりの外縁は周辺の母岩と明瞭な区別はできないと考えられており、現時点ではマッシュ状のマグマ溜まりの検出にほとんど成功していない。

したがって、現在のマグマ溜まりの正確な体積を推定することは困難であり、マグマ溜まりが存在しないということもまたいえない (須藤靖明陳述書、東宮(2016)及び下司(2016)など。広島高裁異議審決定 1 3 ~ 1 4 頁

に同旨)。

また、珪長質のマグマが結晶化したクリスタルマッシュ³で満たされたマグマ溜まり底部に高温で揮発性成分に富むマグマが貫入すると、クリスタルマッシュに熱と揮発性成分が付加され、その結果高結晶度マグマの流動化が促進されると考えられ、クリスタルマッシュ内で多量の珪長質メルトが短時間（数百年あるいはそれ以下）で集積し得るとの結果が報告されたり（下司(2016)・108頁）、マッシュの再活性化について、注入した高温マグマがマッシュの下に定着して成層マグマ溜まりを形成した後、両者の境界に結晶度の低い流動層を発達させていくというモデルも考えられており、同モデルによればオーバーターン⁴に至るまでのタイムスケジュールは数か月～数十年と短く、ピナツボやモンセラートの噴火前兆期間と矛盾しないとされる（東宮(2016)・285～286頁）など、噴火に要する準備期間は判然としないのである（これらの点についても広島高裁異議審決定15頁で明確に認定されている）。

そもそも、「現在の火山学の水準に照らすと、噴火の時期及び規模を相当前の時点での的確に予測することは困難である」というのは、当然ながら、マグマ溜まりに関する上記のような議論も念頭に置いたうえでの見解である。

本件仮処分決定が引用する知見も、せいぜい、そのような傾向が見てとれる、あるいはそういう仮説も存在するという程度のものに過ぎず、それと異なる種々の知見も存在するのであって、それだけで、大規模噴火のリスクを無視してよいということの根拠にはなり得ない。

オ 次に、②阿蘇カルデラにおける活動可能性について、同決定は、阿蘇4噴火以降の噴火活動の傾向が阿蘇4噴火以前の時期と状況を異にしている

³結晶+メルト+流体の3相共存状態をいう。

⁴下部のマントルが上昇して対流を起こすこと。東宮(2016)・286頁の図4(c)参照。

と評価する榊原意見書(乙383)等を引用している(286～287頁)。

この部分は、いずれも阿蘇4を始めとするVEI7以上の破局的噴火に関する判示であって、これらの知見を前提としても、VEI6以上の噴火が起こらないという根拠になり得ないが、この点を措くとしても、現時点で破局的噴火直前の状態であると考えられないとしても、そのような状態から、どれくらいの時間的間隔で破局的噴火に至るのか、噴火ステージ論でいえば、破局的噴火ステージに移行するまでの時間的間隔は不明とされており、大規模噴火が差し迫っていないという状態が運用期間中継続し続けるということは判断のしようがないのであって、大規模噴火のリスクを無視してよいという根拠にはなり得ない。

カ さらに、③阿蘇カルデラにおける地殻変動について、同決定は、大倉(2017)を引用して、「草千里については、長期間の水準測量の結果、沈降が起きており、草千里下にマグマ溜まりの中心があり、その沈降の程度からすると、草千里地下約6kmのマグマ溜まりは水準測量開始当時の1930年代と比べ、1000万m³程度少なくなっていると分析されていることを認定している(287頁)。

しかし、青木(2016)・333頁によれば、地殻変動をもたらす圧力減の形状を精度よく求めることは一般に困難とされており、マグマ溜まりの体積そのものの情報を持ちえないとされている。

また、地殻変動によるマグマ増減の推定については、マグマそのものの圧縮やマグマ溜まりの底部が流動変形する可能性、マグマ溜まりが膨張しても地下内部における静岩圧に加えて、マグマ溜まり内で化学変化が生じることもあり得ること(須藤靖明陳述書・2頁)、マグマ溜まりの膨張による地表面隆起量は、マグマ溜まりの厚さ、深さ、赤道半径に依存し、その後生じる粘弾性緩和過程により地表面隆起が減少することが考えられ、弾性体モデルは過小評価になり得ること、マグマの供給が止まればその隆起

は粘弾性緩和により沈降に転じ始める可能性があること（平成28年3月国立研究開発法人産業技術総合研究所・成果報告）から、地殻変動をもってマグマ溜まりの膨張・収縮やマグマ供給量を正確に推定できるとは限らず、現在顕著な地殻変動が見られないからといって、数十年内に噴火が起きないという評価はできない。

以上の点は、広島高裁異議審決定でも明確に認定されているところであり（同決定14～15頁）、大規模噴火のリスクを無視してよいという根拠にはなり得ない。

キ このほか、広島高裁異議審決定では、「マグマ溜まりは、浮力中立点から浅所には形成されないにしても、浮力中立点のみならずマグマの上昇が阻まれる場所にも形成され得るため、地下のマグマ溜まりに蓄積されたマグマが珪長質であるか否かをその深度から推測することは困難であり（東宮(2016)・284頁）、約4900年前から4100年前にかけて二度にわたり活動した阿蘇の中央火口丘群北西部に位置する蛇ノ尾火山は玄武岩質安山岩～デイサイトといった珪長質マグマも噴出しており（宮縁(2017)）、阿蘇中岳火山における平成23年3月から5月の噴火の際の噴出物は二酸化ケイ素の重量当たりの成分量が57～59%の安山岩質であること、一般に地下構造物は複雑であり、噴出物からマグマ溜まりの性質を精度よく推定することは困難である旨が指摘されていること（須藤靖明陳述書）などを踏まえると、阿蘇の中岳火口の西3km（草千里）の地下6km付近及びカルデラ中央部の地下約15kmに存在し得るマグマが珪長質であるか否かを判断することは困難である。」と認定されている（広島高裁異議審決定15～16頁）。

本件仮処分決定は、上記①ないし③を根拠として、マグマ溜まりに玄武岩質マグマの活動が卓越していること、地下に大規模なマグマ溜まりが存在する状況ではないとする知見が相当数存在すること、阿蘇4噴火以前と

以降とでは活動性が異なっていること、カルデラ噴火の前兆現象としての珪長質マグマの流出的噴火は見られないこと、地殻変動の有無という点からも、マグマが蓄積されつつある状況とはいえないことなどを認定しているが(287～288頁)、これまで指摘してきたような広島高裁異議審決定でも認定された事実からすれば、同決定のような認定はできないのであって、同決定は誤っているというほかない。

(7) 小括

以上のとおり、原決定の立地評価に関する基準適合判断の合理性判断は、判断枠組み自体が非論理的で一貫性がない点、行政庁の基準適合判断の合理性に関する判断基準として「社会通念」を持ち出している点、確立された国際的な基準を踏まえていない点、社会通念の内容としても、結論ありきで恣意的に用いられている点、「大規模噴火が差し迫っているか否か」という不合理な基準を用いている点など、重大な誤りが存在する。この点に関する同決定の判断は不合理で、維持することは許されない。

2 影響評価部分に関する判断の誤り

(1) 降下火砕物の最大層厚の問題に関する判断の脱漏

ア 降下火砕物の最大層厚に関し、同仮処分事件債権者らは、①VEI7以上の規模の噴火において、設計対応不可能な火砕物密度流が敷地に到達した可能性が十分小さいと評価できるとしても、その場合には相当大量の降下火砕物が本件敷地に到来することになるのに、これを考慮せず、九重第一軽石程度の規模(噴出物量 2.03 km^3 とされているが、原規委の指摘を踏まえて噴出物量を 6.2 km^3 に修正している)しか想定していない基準適合判断は不合理であること、②仮にVEI7以上の規模の噴火について無視できるとしても、阿蘇カルデラにおいて過去にVEI7以上の噴火も発生していることからすれば、噴出物量が 6.2 km^3 を超え 100 km^3 未満の場合を無視できる根拠はなく、例えば、広島高裁即時抗告審決定が認定して

いたように、VEI6の噴火の最小規模を前提としても、噴出量は被告が想定した九重第一軽石の噴出量の約2倍近くになることから、被告による降下火砕物の層厚の想定(15cm)は過小であって不合理であることを主張していた。

イ これに対し、同決定は、まず、VEI6以上の大規模噴火が生じることが差し迫ったものとはいえ、そのリスクは社会通念上無視し得るということ根拠として、原告人らの主張を排斥している(289~290頁)。

ウ しかしながら、立地評価に関する部分でも主張したとおり、社会通念を基準として基準適合評価を行うことは不合理であるし、原決定が、さしたる合理的根拠も示さずに、これまでの宮崎支部決定や「巨大噴火の基本的考え方」とも異なる「VEI6以上の規模の噴火」という基準を持ち出していることからすれば、同決定は、影響評価において、前記の主張②を排斥するという結論ありきでこのような社会通念概念を持ち出したといわざるを得ない。

このような恣意的な社会通念概念の濫用は、司法に対する信頼を著しく損なうものであり、断じて許されない。

エ また、百歩譲って、同決定のように、VEI6以上の噴火は社会通念上無視し得るとしても、VEI5で最大規模の噴火は10km³なのであるから、それでもまだ九重第一軽石の1.5倍以上の規模の噴火となる。阿蘇においてこのような規模の噴火が起こった場合に、15cm以上の降灰が起り得ないことの調査・評価はなされておらず、同決定もこの点の主張に何ら答えていない。原決定には明らかな判断脱漏が存する。

(2) 降下火砕物の最大層厚の問題に関する同事件債権者らの主張の曲解していること

ア 次に、同決定は、「この点(※引用者注…VEI6以上の噴火は無視し得るという社会通念論を指すものと思われる)を措くとしても」として、債

権者らの主張を「マグマ溜まりの想定量をもって、それが全て火砕物として噴出するかのよう」と曲解し、荒牧(2003)などの知見を引用して、排斥している。

イ しかし、債権者らの主張はそのようなものではなく、少なくとも阿蘇カルデラの地下に15～30 km³程度のマグマ溜まりが存在することが確認されている以上、VEI 6以上の噴火を無視し得るということとはあり得ないということ述べているに過ぎない。

そもそも、債権者らの主張は、立地評価の部分でも述べたとおり、マグマ溜まりの形状や大きさ等は現在の科学技術水準では精度よく把握することは困難で、そこから噴火規模や噴火時期を推定することはできないというものである。それでも、少なくとも15～30 km³程度のマグマ溜まりが確認できるのであれば、なおさらそれを無視することはできないはずだ、というものである。

ウ また、債権者らは、少なくとも15～30 km³程度のマグマ溜まりが確認されているとだけ述べているだけで、それ以上のマグマが存在しないとは述べていないし、全量が噴出するとも述べていない。

むしろ、地下の深いところから急激にマグマが供給されて大規模噴火に至る可能性を指摘し、確認できるマグマ溜まりの量だけで大規模噴火の可能性を否定するのは危険であると主張しているし、また、その全量が噴出しなくとも、広島高裁即時抗告審決定が述べるように、VEI 6の最小規模の噴火（噴出物量10 km³程度）であっても、15 cmという想定を大きく上回る降下火砕物が敷地に到来し得るのである。

そうであるにもかかわらず、こうした主張を曲解し、全量が噴出するかどうかという観点で判断を行った同決定は明らかに不合理である。

(3) 降下火砕物の最大層厚の評価において、現在の科学技術水準を誤っている

点

ア さらに、同決定は、阿蘇以外の九州のカルデラ火山について相手方が「現在の九州のカルデラ火山のマグマ溜まりは巨大噴火直前の状態ではないため、本件原発の運用期間中に同規模の噴火が発生する可能性は十分に低いと評価している」ことについて、いくつかの知見を挙げて「正当である」と結論付けている（290～291頁）。

イ しかし、ここでも阿蘇に関する立地評価の部分で述べたことが当てはまる。

同決定は、そもそも、「最新の科学技術的知見をもってしても、本件原発の運用期間中に検討対象火山が噴火する時期及び規模の的確な予測は困難であり、したがって、文献調査、地形・地質調査、火山学的調査、地球物理学的調査、地球化学的調査等の調査結果を総合しても、検討対象火山の活動可能性が十分に小さいと判断することはでき」ないと認定しているのであって（281頁）、それが現在の科学技術水準である。

このような科学技術水準からすれば、現在の九州のカルデラ火山が「巨大噴火直前の状態ではない」ということもまた現在の科学技術水準では判断不能なのである。特に、今年6月には、加久藤・小林カルデラ付近の霧島連山で、地下5～7km付近に、北西方向に長さ10～15km、最大幅が7km、厚みが少なくとも5km以上ある大規模なマグマ溜まりがあることが明らかになったとの報道がされ、また、今年2月には、鬼界カルデラで、32km³を超える地球上で最大クラスの巨大な溶岩ドームが形成されたことが確認されており、その地下に巨大なマグマ溜まりが存在している可能性が指摘されている。

ウ 神戸大学の巽好幸教授は、巨大噴火の切迫度について、鬼界カルデラを例にとり、「この溶岩ドームは巨大噴火を起こしたマグマ溜りの残り物が噴出したものではなく、新たなマグマ供給システムで生成した可能性が高い。

そして現在活動的なカルデラ縁にある薩摩硫黄島火山も、巨大溶岩ドームとまったく同一の化学的特性を示す。つまり鬼界カルデラ火山では、後カルデラ期は原子力規制庁の認識のような活動の終焉期ではなく、次の巨大噴火の準備期と考えるべきである。したがってこの火山では、現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないとは確認できず、巨大噴火の可能性が十分に小さいとは言えない。そうであるならば、この火山で起きる巨大噴火の影響は慎重に評価されるべきだ。」と、少なくとも鬼界カルデラに関してはそのリスクを無視してはならないことを指摘している。

エ このような状況からすれば、これらの噴火リスクを無視してよいなどと言うことは到底考え難く、これらのカルデラで大規模噴火が発生することを考慮しない原規委の基準適合判断は不合理であり、これを正当とした原決定もまた不合理の誹りを免れない。

(4) 気中降下火砕物濃度の評価において、規範へのあてはめが全くなされていないこと

ア 気中降下火砕物濃度の過小評価の可能性については、基準の合理性に関する部分でも述べたとおり、そもそも、推定手法として、2つの方法のうちいずれか一方を行えばよいとしている点が不合理であるが、基準適合判断の合理性の問題としても、原決定は、原規委の基準適合判断の不合理性について全く判断していない。そもそも、気中濃度の問題については、本件仮処分の中で住民側から指摘されたことを踏まえ、平成29年11月29日に火山ガイドが改定されたのであって、原規委は、本件仮処分決定時点で、改定後の火山ガイドへの適合性判断を行っていなかったのであるから、改定前の火山ガイドを前提に判断がなされなければならないところ、従前の原規委の基準適合判断が濃度評価の点で誤っていたことは明らかである。

そうであるにもかかわらず、同決定は、そのような認定を行わず、自ら

が定立した「本件原発が新規規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないこと、ないしその調査、審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないことを、債権者らによる指摘を踏まえ、相当の根拠、資料に基づき主張疎明する必要がある」という規範（同決定70～71頁）へのあてはめを全く行わず、改定後の火山ガイドを前提とした実体判断を自ら行っている。

司法判断の基本である法的三段論法を踏まえない判断であり、不合理である。

イ また、同決定は、気中降下火砕物の濃度が約 3.1 g/m^3 となるという被告の主張が真に妥当なものであるか検証することなく、無批判に受け入れたうえで非常用ディーゼル発電機への影響を判断しているところ、被告はこの計算の具体的な過程を明らかにしていないため、その過程に過誤・欠落があるか否かを判断できない。

同決定は、被告が、基準適合判断に不合理な点がないことないし看過し難い過誤、欠落がないことを「相当の根拠、資料に基づき主張疎明する必要がある」との規範を定立しているが、被告が、判断過程に関する資料を提出していないにもかかわらず、その判断を是とするのはこの規範に反する。

ウ さらに、本件仮処分事件において、債権者らは、非常用ディーゼル発電機の機関内に侵入した火山灰による摩耗や焼付きによる影響等を指摘していたところ、同決定は、「そのような影響により非常用ディーゼル発電機が機能不全に陥り得ることを示すような的確な疎明資料は提出され」ていないこと、仮に機能不全に陥るとしても、タービン動補助給水ポンプや高低差を利用した水流による給水などによって冷却機能を維持できること等を理由として、その主張を排斥している（294頁）。

まず、気中降下火砕物濃度が1000倍も大きい想定になった以上、そ

れでも非常用ディーゼル発電機が機能喪失することがないかどうかを検証するのは、潜在的に危険な原発を稼働する事業者としてあまりにも当然のことであり、それを「債権者らが的確な疎明資料を提出しない」などと転嫁するのは不合理である。債権者らは安全性を検証する機関ではないし、そのような技術もない。

また、そもそも同決定は、基準適合判断の合理性について事業者が相当の根拠、資料に基づいて疎明することを要求しているにもかかわらず、ここでは、そのような疎明がなかったために、「債権者らが的確な疎明資料を提出しない」と判断枠組みを変容させている。稼働の結論を導くための恣意的な判断といわれても仕方がない。

次に、非常用ディーゼル発電機が機能喪失するという事態は、原発の安全性にとって極めて危険な事態であり、この安全性評価を十分に行わないまま稼働し、非常用ディーゼル発電機が機能喪失したとしても、タービン動補助給水ポンプがあるから大丈夫であるとか、高低差を利用した給水が可能であるから大丈夫であるといった考え方は、原発の安全思想、前後の対策に頼らないという深層防護の思想に反するものである。

これら後段の対策は、前段の対策について十分な安全性を確保したとしても、人知を超えた想定外の事態によって前段の対策が功を奏さない（ここでは、非常用ディーゼル発電機が機能喪失する）ということがあり得ることから、そういう事態が起こった場合に備えてさらに対策を講じ、万が一にも深刻な災害に至らないようにするためのものであって、これらの対策があるから、非常用ディーゼル発電機の安全性はいい加減でよいというものでは全くない。

本件では、前述したとおり、そもそも非常用ディーゼル発電機の安全性において極めて重要な要素である気中降下火砕物濃度が1000倍も大きくなるにもかかわらず、被告は、従前どおりディーゼル機関内には降下火

砕物は侵入しないと安易に判断し、どのような事態が生じるのかを全く検証していないのであって、このような態度は後段依存以外の何物でもなく、原発の安全思想に反するといわざるを得ない。タービン動補助給水ポンプや高低差を利用した給水があることを理由として、非常用ディーゼル発電機の機能喪失の危険性を無視することは到底許さることではない。

(5) 小括

以上のとおり、基準適合判断の合理性判断のうち、影響評価に関する部分について、同決定は、最大層厚に関して同事件債権者らの主張を無視したり曲解したりして適切な判断を行っていない点、現在の科学技術水準を踏まえていない点、気中降下火砕物濃度に関して自らが定立した規範へのあてはめを行わず、事業者の主張を鵜呑みにして実体判断を行った点、被告が疎明資料を提出すべきなのにもかかわらず、債権者らが疎明資料を提出しないことを根拠に主張を排斥している点、安全思想を介さず、後段依存の対策を是としている点などにおいて、不合理なものと言わざるを得ない。

3 まとめ

以上、火山事象に対する安全確保対策の合理性に関する本件仮処分決定の誤りを述べてきたが、総論的にまとめれば、同決定は、これらの点について、債権者らの合理的で科学的な主張を排斥することができないと判断したことから、没論理で結論ありきの「社会通念」概念を用いるなどして、被告による原発の稼働を認めたものと評することができる。

このような火山に関する状況は、福島第一原発事故の前の津波に関する状況と非常に類似している。福島第一原発事故前、専門家の間では、津波の危険性が指摘されていたが、国民の多くは、津波によって原発が深刻な災害を起こすとは想像もしていなかった。今、仮に、国民から火山のリスクについて不安視する声が聞かれないとしても、それは、藤井教授が述べるように、単に「知らないから」にすぎず、専門家から見れば、早急に対策を講じなければならない

と感じるものなのである。

これを経営判断に任せてしまえば、福島第一原発事故と同じような深刻な事態が発生することになるであろう。その時になって、事業者や規制委員会が、またもや「想定外だった」との言い訳を繰り返すことは目に見えている。

今、このような過ちを正すことができるのは、司法だけである。

法的には、本件原発が火山事象に対して十分な安全性を有していないことは、原決定が「社会通念」などという曖昧不明確かつ恣意的な基準を持ち出さざるを得なかったことからしてもはや明白である。

裁判所が、このような社会通念などという基準によることなく、法に従って、確立された国際的な基準や原子力分野における安全思想を踏まえた冷静な判断が行われることを切に求める。

以上